

公益社団法人自動車技術会 公益通報者保護規則

(目的)

第1条 本会は、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼の確保のため、「公益通報窓口」を設けるとともに、その運営の方法等を明らかにする目的のため、「公益通報者保護規則」(以下「この規則」という。)を定める。

(対象者)

第2条 この規則は、本会の役員、及び職員・臨時雇用者・派遣従業員を含む全ての従業員(以下「従業員等」という。)に対して適用する。

(窓口)

第3条 従業員等からの通報を受け付ける窓口は総務課長または総務担当理事とする。

(総括者)

第4条 本会における公益通報等の処理に関しては、常務理事(以下「総括者」という。)が総括する。

(通報等)

第5条 従業員等が以下に掲げる事実(以下「法令違反行為等」という)を知ったときは、この規則に基づき、上司、先輩、同僚(以下「上司等」という。)または第3条に定める通報窓口へ通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 個人の生命、身体、財産、名誉その他権利利益を害する行為
- (3) 本会諸規程、ならびに就業規則・職員行動規範宣言に違反する行為
- (4) 重大な倫理違反、その他良識に反すると思われる事項全般

(通報の方法)

第6条 通報は、口頭、電話または電子メール、郵便のいずれかとする。

2 通報は、匿名で行うこともできる。

(通報の受付等)

第7条 通報窓口において公益通報等を受けたとき(面会によるものを除く。)は、これを受領した旨を当該公益通報者に通知する。

- 2 通報窓口は、公益通報等を受けた場合、総括者にその内容を速やかに報告する。
- 3 通報窓口以外の従業員等が公益通報等を受けたときは、速やかに通報窓口へ連絡し、又は当該公益通報者に対し通報窓口へ公益通報等をするように助言する。
- 4 通報等を受けた通報窓口は、通報者に対して、通報等を受けた日から2週間以内に調査を行う旨の通知又は正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を行うものとする。

(調査の実施)

第8条 調査を実施するとなった場合は、総括者は、事務局長及び2人以上の調査員を指名し、通報対象事実に関する事実関係の調査を行わせなければならない。

- 2 調査は、事実に基づき公正不偏に実施する。

(協力義務)

第9条 従業員等は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査員に協力しなければならない。

(是正措置)

第10条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じる。

(処分)

第11条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

(通報者等の保護)

第12条 通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

- 2 通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。又、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、本会は就業規則に従って処分を課することができる。

(個人情報の保護)

第13条 この規則に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。本会は正当な理由なく個人情報を開示したものに対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

(通知)

第14条 通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報されたものをいう）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知する。

(被通報者等への配慮)

第15条 総括者は、前条の通知をするときは、当該公益通報に係る被通報者（その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）及び当該調査に協力した者の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮する。

(総括者当の責務)

第16条 総括者、総務課長及び調査員は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職等を退いた後も、同様とする。

(利益相反関係の排除)

第17条 総括者、事務局長及び調査員は、自らが関係する通報事案の処理に関与することができない。

- 2 総括者が前項に該当する場合は、総務担当理事がその任務を代行する。
- 3 事務局長が第1項に該当する場合は、総括者がその任務を代行する。

(不正の目的)

第18条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的で通報を行ってはなら

ない。そのような通報を行ったものに対し、就業規則に従って処分を課することができる。

(相談又は通報を受けたものの責務)

第19条 通報窓口や上司等、相談又は通報を受けた者は、この規程に準じて誠実に対応するように努める。

(改廃)

第20条 この規則の改廃は、総務委員会の審議を経て、理事会の議決によるものとする。

附 則

1 この規則は、2012年1月27日から施行する（第4回理事会決議）。